

高知県立学校に係る文化部活動の方針

高知県教育委員会

1 基本方針

- 生徒の自発的な参加により行われる部活動については、文化や科学等に親しませ、学習意欲の向上や豊かな心や創造性の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として行われるものである。
- 本活動の方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。
- 本活動の方針は、国が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましい文化及び科学等の活動環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が生涯にわたって学び、文化や科学等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われること。
 - ・ 学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ・ 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 学校は、本活動の方針に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- ア 校長は「高知県立学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記アの活動方針及び上記イの活動計画等を学校のホームページへの掲載により公表する。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、必要に応じて指導・是正を行う。

エ 校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（１）適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成 26 年 3 月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」を参考とし、運動部活動と同様に生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、合理的な配慮として、一人一人の障害の特性に配慮した取組となるよう体制を整える。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、文化や科学等の生徒の能力向上や、生涯を通じて親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

ア 文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が今後策定する予定の文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 文化部活動における休養日及び活動時間の基準

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

<休養日>

観点① 生徒の心身の健康管理（ケガ・事故の防止、技能向上等）等
→ 少なくとも週当たり1日以上休養日を継続的に設定する

観点② 教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠時間のバランスのとれた生活を送る等
→ 定期試験期間中は、原則、部活動は行わない

観点③ 十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができる等
→ 長期休業中には、一定期間のオフシーズンを設定する

※ 各学校の実態に応じて、①②③を合わせて、年間を通して週2日以上割合で休養日を計画的に設定する。

<活動時間>

- 1日の活動時間は、原則として平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。
ただし、次の条件を満たす場合に限り、平日は3時間程度、休日は4時間程度まで延長して行うことができるものとする。

- ・ 校長が学校経営上必要と認め、かつ、事前に生徒や保護者の同意を得た部活動であること。
- ・ 校長は、顧問等と連携しながら生徒の健康面等の状態を常に把握することとし、生徒の健康等を損なう可能性が認められる場合には、直ちに当該部活動全体の休養日の設定及び活動時間の削減等について適切な対応を図ること。

なお、顧問はできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的に行うよう最大限努めること。

(2) 県立中学校の休養日等の設定

県立中学校の休養日等の設定にあたっては、県教育委員会が示した「高知県文化活動ガイドライン」が、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む）段階の文化活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい文化や科学等の活動の環境を構築するという観点から、休養日、活動時間の設定については、「高知県文化活動ガイドライン 4. 適切な休養日等の設定」を適用する。

(3) 健康管理の徹底

校長及び文化部の指導者は、熱中症事故の防止の観点から、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針等の情報に十分留意し、室内であっても気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。

また、生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、終了後には、こまめな水分補給や適切な休憩を取らせるなど、健康管理を徹底する。

5 生徒のニーズを踏まえた文化や科学等の環境整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置を推進する。

具体的な例としては、より多くの生徒の文化や科学等の活動機会の創出が図られるよ

う、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく文化や科学等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が文化や科学等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館、劇場などの社会教育施設及び文化施設の活用、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域における持続可能な文化や科学等の活動のための環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、文化や科学等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、上記4の基準等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。